

2024年9月

## 全国協議会から地域土壤医の会への活動助成の運用について

土壤医の会全国協議会事務局

活動助成金の助成要件及び助成額については、下記の運用としています。

### 1. 「正会員以外の方を主な対象とした研修会」の扱いについて

→「正会員以外の方を主な対象とした研修会の開催」における助成要件については、以下のいずれかを満たすものとします。

①参加者の半数以上が非正会員である場合。(但し、開催前の段階で半数以上の参加者が非正会員であると見込まれておれば、開催後、結果的に若干名の差で半数に満たないことがあっても構いません。)

②正会員の参加者数に関わらず、非正会員の参加者が10名以上の場合。

### 2. 「正会員以外の方を主な対象にした研修会」の開催にあたり、参加者より実費以外の参加費を徴収した場合の扱いについて

→参加費の収入総額が開催経費を上回った場合には助成いたしません。参加費収入が開催経費を下回った場合のみ、開催経費から参加費収入を差し引いた残額を助成対象といたします。その際も助成は限度額の範囲といたします。

### 3. 助成対象となった「研修会の開催、講師派遣事業、相談会開催事業、PRを行う事業」において、助成申請時に見込んだ費用と実際にかかった費用が異なった場合の扱いについて

→助成申請時の費目において実際にかかった費用と申請時の費用が異なった場合には、実際にかかった費用をもとに請求してください。なお、助成対象の費目が申請時に記載されてなかった場合には、再申請をお願いすることがあります。